

保護者の皆様へ

平成28年度9～3月分の保育料を決定いたしましたので、利用者負担額決定通知書を送付いたします。

また、国の子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、平成28年度分保育料より、多子世帯及びひとり親世帯等に対する負担軽減を下記のとおり実施いたします。

【多子世帯の保育料負担軽減】

①対象となる世帯

保育料がD6階層以下（年収約360万円未満相当）の世帯

②保育料軽減内容

多子計算に係る子どもの年齢制限を撤廃し、保護者と生計を一にする*子どもについて第2子は保育料半額、第3子以降は無料となります。

（★生計が同一であれば、同居・別居の制限はありません。）

《例》保育料がD6階層以下で、生計を一にする子どもが下記の世帯



小3



3歳



0歳

27年度まで

対象外

第1子：全額

第2子：半額

28年度以降

第1子

第2子：半額

第3子：無料

【ひとり親世帯等の保育料負担軽減】

※ひとり親世帯等については、裏面をご覧ください。

①対象となる世帯

保育料がD7階層以下（年収約360万円未満相当）のひとり親世帯等

◎祖父母等が家計の中心者と判断される場合は、祖父母等の収入を含め判定します。

②保育料軽減内容

保護者と生計を一にする*子どもについて

第1子は保育料半額、第2子以降は無料となります。

（★生計が同一であれば、同居・別居の制限はありません。）

《例》保育料がD7階層以下で、生計を一にする子どもが下記のひとり親世帯



3歳



0歳

27年度まで

第1子：全額

第2子：半額

28年度以降

第1子：半額

第2子：無料

★上記世帯に該当しない場合は、これまでの軽減措置となります。

《裏面につづきます》

【負担軽減の手続きについて】

- 区ですでに軽減対象と確認できた方については、負担軽減を適用し保育料額を決定しておりますので、手続きは不要です。
また、軽減対象の方は平成28年4月分からさかのぼって負担軽減を適用し再算定しています。
 - 多子世帯・ひとり親世帯等で、区で軽減の対象と確認できない方は「保育料減額申請書」に必要書類を添えて提出してください。必要書類については、申請理由により異なりますので、お問い合わせください。
提出後、負担軽減が認められた場合は、再算定をさせていただきます。
年度を越えての申請はできませんので、該当の場合はお早めにご提出ください。また、年度ごとに申請が必要となります。
- ※区で軽減対象と確認できた方には、同封の利用者負担額決定通知書の下欄に負担軽減適用となった旨が記載されています。

★ひとり親世帯等とは・・・

- ①ひとり親世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ③特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
- ④障害基礎年金等の受給者がいる世帯

《お問い合わせ先》 台東区教育委員会
児童保育課 保育相談係（6階⑧番窓口）
TEL 03-5246-1234（直通）